

計画の策定に当たって

1 烏取県が目指している男女共同参画社会の姿



鳥取県が目指す男女共同参画社会とは、
女性も男性も高齢者も若者も、
家庭・地域・職場のあらゆるところで
・性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が大切にされ
・「人」として個性と能力が十分に發揮でき
・自分でできることは自分で責任を持って取り組み
・できないところは、家庭や地域や社会の制度で支え合って
心豊かに、生き生きと伸び伸びと暮らせる社会です。

家庭では

○男女がお互いを尊重し、お互いの立場を理解し、
助け合って暮らします。家族みんなで話し合い、
家事・育児・介護など協力して行います。



地域では

○女性も男性も高齢者も若者も、そこに住むみんなが自治会などの地域活動やP.T.A活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。



学校では

○性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。



職場では

○男女が共に働きやすく、能力を発揮することができる職場環境が整い、誰もが家庭生活や地域活動を大切にしながら働きます。



「参加」ではなく「参画」

「参画」とは、単にその場に加わる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。誰もが一緒に考え、話し合って物事を決め、実行していくことです。

2 県、市町村、県民、事業者、団体の役割

- 県 第3次鳥取県男女共同参画計画を定め施策を総合的に推進するとともに、副知事、各部局長で構成する鳥取県男女共同参画行政推進会議により部局横断的に施策の進捗管理、点検を行い、実効性のある取組を進めます。また、県民の男女共同参画の理解が深まるよう、男女共同参画社会づくりの拠点施設である「男女共同参画センター（よりん彩）」を充実し、市町村、企業、民間団体、N P Oなどと一層の連携強化を図りながら男女共同参画を推進します。
- 市町村 住民にとって最も身近な存在である市町村の役割は重要です。地域の実情に応じて、県や関係団体などと連携を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。
- 県民 県民一人ひとりが男女共同参画の意義を理解し、その実現に向けて、家庭・地域・職場のあらゆるところで実践します。
- 事業者・企業 性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる職場づくりは、企業の活性化につながるもので、男女が共に仕事と生活の調和を図っていくために、職場環境を整備します。
- 民間団体 男女共同参画社会を実現するためには、地域の実情に応じて様々な分野で活躍する団体の取組が重要です。県や市町村と連携をとりながら、男女共同参画の視点に立った多彩な活動を展開します。

参考

[男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）]

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、家庭生活だけでなく、議会への参画や、その他の活動においての基本的平等を理念としています。また、政府や地方自治体にそれに準じた責務を求めています。

[鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）]

社会を構成する男性と女性が、対等な立場で、個性豊かに生き生きと暮らせる社会を形成するため、男女共同参画社会の早期実現を目指し、議員提案という形で議決し制定されたものです。男女共同参画社会の推進に関し、7つの基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにし、県が実施する施策の基本的事項を定め男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、真の男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

〈基本理念〉

- (1) 男女が、互いにその人権を尊重する社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合う社会
- (4) 男女が、社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できる機会が確保される社会
- (5) 男女が、自立した個人として自己の意思によって活動し、かつ、責任を負う社会
- (6) 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動の中で、対等な役割を果たす社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動その他の社会活動に対等な立場で参画し、かつ、責任を分かち合う社会